

目指すべきもの

- ・ 障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心できる社会の実現
- ・ 障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築

13の取組課題	進捗状況
課題1 コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴い、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直しを図るため、関係団体への意見照会を経て、令和5年3月にガイドラインを最新の状況に改訂し、市町村も含め周知した。
課題2 障害者用駐車場スペースの適正な利用	○引き続き駐車場利用者に対する利用マナー向上の啓発を実施した。また、「駐車場管理者のための障害者等用駐車区画の適正利用に向けた対策事例集」を施設管理者に配布した。 ○障害者用駐車場を必要としていることがわかりにくい人のため、必要性をお知らせするヘルプマーク等の普及・啓発を行っている。
課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入れ	○「ほじょ犬ポスター」、「もっと！どこでも補助犬同伴mini book」、千葉県公式X及び公式LINEで補助犬の同伴受入れ義務について周知している。
課題4 預金の引き出し等を行う際の金融機関の配慮	○預金取引の際に自筆が困難な人への代筆に関する内部規定は都市銀行、地方銀行及び県内に本店のある信金・信組で対応済みである。 ○視覚障害のある人でも操作できるATMは、全国平均で約93%（台数ベース）と普及が進んでいる。
課題5 障害の状況に応じた職場での配慮	○圏域16箇所につき1名ずつ配置されている企業支援員が、企業に対し、障害のある人の受入に向けた環境整備の支援や職場定着のための支援を引き続き実施している。 ○千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会に委託し、引き続き、障害者雇用の経験の無い企業等を対象に、積極的に雇用している企業への見学会や説明会等をハローワーク等の関係機関と連携し県内各地で実施している。
課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進	○令和4年12月に県庁内及び県内市町村を対象に、オストメイト対応トイレ施設数等に関する調査を実施した結果、県内のオストメイト対応トイレは875箇所であり、前回調査と比較し増加した。 ○千葉県ホームページの「ちばバリアフリーマップ」には、オストメイト対応トイレの情報を掲載し、毎年追加・更新している。
課題7 障害のある人に対する不動産の賃貸	○「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」及び「居住支援を行う法人を指定する制度」による賃貸住宅登録件数は約3万9千戸、居住支援法人の指定は28法人に増加した。 ○グループホーム等の定員も令和4年度時点で10,410人に増加した。
課題8 店舗での買い物と移動の介助	○障害者差別解消法 改正法が令和6年4月1日から施行され、民間事業者による合理的配慮が義務化されることを踏まえ、令和5年度に民間事業者団体等に周知を行った。 ○移動が困難な視覚障害者等は同行援護や市町村地域生活支援事業等の移動支援事業利用できる。県内の同行援護の利用者数は増加傾向にある。（令和4年10月時点 1,024人）
課題9 音響式信号機の音声誘導ルール	○視覚障害のある人は、音声誘導と周辺環境を関連記憶しており、音声誘導基準の変更は、利用者の一時的な混乱を招くことや、新たな環境に適應する負担が大きく事故につながる懸念があるため、全国統一の動向を見ながら慎重に検討している。
課題10 保育所等における障害児への配慮	○保育所の障害児受入への支援である「保育士配置改善事業」、保育所職員に対する障害児保育に関する研修、保育児等療育支援事業、保育所等訪問支援等を継続して実施した。
課題11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮	○市町村教育委員会に対して特別支援教育支援員配置の拡充等を働きかけ、公立幼稚園及び小・中学校等においては、2483人（令和5年5月現在）に増加した。また、県立高等学校では13人（令和5年5月現在）の特別支援教育支援員が配置されている。 ○令和4年3月に千葉県版の「学びの困難さに対する指導の手立て集」を作成し、小・中学校等へ配付した。
課題12 サービス提供に当たっての安全確保	○県では、個別相談の際、サービス提供事業者に必要な範囲での対応を求めている。
課題13 建物等のバリアフリー化の推進	○千葉県福祉のまちづくり条例の施行規則で整備基準を定め、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を促進しており不特定かつ多数の者が利用する一定の用途・規模の施設を設置する者による届出に基づき、整備基準に適合しているかを確認し、適合していない計画に対して必要な指導助言を行っている。 ○県有施設のバリアフリー化の推進を図るため、関係部局が情報を共有し、連携して取り組むための連絡調整の場として、「バリアフリー庁内連絡会議」を開催している。